国土交通省平成 13 年度
政策評価運営方針

平成 13 年 5 月
国土交通省

1　運営方針の性格

国土交通省政策評価実施要領に基づき、国土交通省における政策評価の計画的で、円滑かつ的確な実施を確保するため、平成 13 年度における国土交通省の政策評価の実施に関する運営方針を明らかにするものである。(概ね平成 17 年度までを視野に入れている。)

2　事前評価の実施に関する事項

（1）事前評価

・以下に該当する施策等は原則として事前評価の対象とする。
　①　新たに導入を図ろうとする施策等（予算、規制、税制、財政投融資（ 政策金融を含む。)、法令等をいう。以下同じ。)
　②　既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの。

・政策統括官（政策評価担当を除く。)、各局、大臣官房及び各外局（以下「各局等」という。）は、対象となる各施策等ごとに事前評価原票を作成し、政策評価を担当する政策統括官（以下「統括官」という。）に対し提出する。

・統括官において、平成 13 年８月末までに、平成 14 年度予算概算要求、14 年度税制改正要望に係るものを中心に、国土交通省としての事前評価書を取りまとめ、公表する。また、平成 14 年５月末までに、上記評価書に必要な修正を加えるほか、法律改正等に関連する事前評価書を含めた形で取りまとめ、公表する。

・事前評価票の様式は別記様式１による。

（2）公共事業等の事前評価

・　個別の公共事業等については、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」等に基づき、新規事業採択時評価を実施する。

3　事後評価の実施に関する事項

（1）業績測定

・　国土交通政策について国民的視点から（アウトカムベース）整理した政策目標ごとに、関連する業績指標を、目標値とあわせて取りまとめ、平成 13 年８月末までに公表する。(政策目標、業績指標については、事前に素案を公表し、国民の意見を踏まえ、決定する。)

・　各局等において、平成 14 年中に、可能なものについて、各業績指標に係る実績を測定する。その際、当該測定結果が目標達成の観点等からみて不十分な状況にあると考える場合には、その考えられる要因や今後の対応等に関する概要を合わせて提出する。また、考えられる外部要因の影響等、参考になる情報も可能な限り盛り込む。

・　統括官において国土交通省としての業績測定書を取りまとめ、平成 14 年度末に公表する。

・　業績測定に係る様式は別記様式２による。

（２）プログラム評価

・　実施テーマは、以下のような観点から選定し、計画的に実施する。

(1)国土交通省の政策課題として重要なもの
(2)国民からの評価に対するニーズが特に高いもの
(3)他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの
(4)社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの

・　平成 13 年度から 17 年度までに実施する予定の具体的なテーマは、別表１のとおりである。

・　各テーマについて、以下の手順で評価を実施する。

①　それぞれのテーマに即した目的や政策目標を明確に設定し、関連する施策等の範囲（これら施策等をひと括りにしてプログラムとよぶ。）を明らかにする。
②　当該プログラムの目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証する。
③　それがどのように達成されたか、またどの程度達成されたか、分析し、可能な限り明らかにする。必要があれば、プログラムの効果について、短期的効果と中長期的効果に分けて分析するとともに、可能であれば、各施策等ごとの費用と効果の関係についても言及する。
④　今後、目的、目標をよりよく達成し、効果的、効率的に成果をあげるためには、何が課題で、改善方策として何が考えられるかについても明らかにする。

（３）公共事業の再評価等

・　個別の公共事業等については、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」等に基づき、再評価を実施する。事後評価については、現在、試行中であるが、その試行結果を踏まえ、本格的実施に向けて取り組む。

4　国土計画等の評価に関する事項

・　国土の有り様についての構想や国土の利用、開発、保全に関する基本方針等を示す基本計画である全国総合開発計画、全国総合水資源計画等（以下、「国土計画等」という）に係る計画評価の具体的方法、実施手順等については、国土審議会における審議等を踏まえつつ、平成 13 年度中に一定の結論を得、平成 14 年度中に試行的実施に着手する。

5　第三者の活用に関する事項

・　国土交通省における政策評価の制度設計、運営状況等について中立的観点からの意見等を聴取することにより、その向上を図るため、第三者からなる「国土交通省政策評価会」を随時開催し、その知見を活用する。

・　このほか、プログラム評価の実施にあたっては、専門的知見からの助言を求める機会を設ける。

6　評価結果の政策への反映に関する事項

・　平成 13 年度中に実施した政策評価結果の政策の企画立案への反映状況について、別記様式３により各局等から統括官へ報告し、平成 14 年６月を目途に結果をとりまとめ、公表する。

7　情報の公表等に関する事項

・　国土交通省における政策評価の実施状況、評価結果の政策の企画立案等への反映状況を一覧的に明示することを目的として、平成 14 年以降、毎年６月を目途に、「国土交通省政策評価年次報告書」を取りまとめ、公表する。

・　政策評価に関する公表情報については、インターネット上の公表に加え、文書閲覧窓口等において、一般の閲覧に供する。

・　政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するため、統括官及び各局等の政策評価担当窓口を別表２のように定める。

8　実施体制に関する事項

・　国土交通省における政策評価は、政策を担当する部局がその政策について自ら行う評価が基本となるが、その際、統括官は、以下に規定する観点から、国土交通省における政策評価の円滑かつ的確な実施の確保に努める。

1)　相互牽制による評価の客観性・質の確保

国土交通省内において政策評価を行う所管部局と相互牽制関係にある担当組織として、省内の政策評価を総括することにより、国土交通省における政策評価の客観性や質の確保を図る。

2)　相互補完による評価の取り組みの推進

国土交通省における政策評価の計画的実施、定着を図るとともに、評価手法等の研究開発、政策所管部局に対する情報、知識、技能等の提供、複数の部局にまたがる政策の評価の実施等を行うことにより政策所管部局の政策評価を補完・支援し、省全体の政策評価の取り組みを推進する。

・　個別公共事業等の評価は、各局等において行うほか、地方整備局、北海道開発局、地方航空局において各局等と連携しつつ実施する。研究開発課題の評価は、各研究機関等において実施する。

・　事前評価については、新規施策等を導入する各局等において、当該局等の評価を実施する。予算、制度等の新規要求に関し、官房、総合政策局の所掌に応じてこれらと調整を行う。

・　業績測定については、各局等において、所管する施策等を体系的に整理、目標を設定するほか、結果の測定を行う。各局等横断的な業績測定のために必要な目標設定及び施策等の整理については、各局等、総合政策局、政策統括官の間で調整を行う。

・　プログラム評価の実施については、テーマに応じ、特定の局等で実施可能なものについては当該局等が行い、また、全省的見地から局横断的に評価を行う必要があるものや複数の局等にまたがる施策等で総合的に評価する必要があるものについては、関係局等との連携の上、統括官が行う。

９　政策評価の段階的実施に関する事項

・　政策評価の体系的な導入は初めてのことであり、平成 13 年度は、まず政策目標及び業績指標を設定して、各施策等の企画立案、実施にあたって、目的意識をもって取り組むことを重点的な目標とする。その考え方は、事前評価の際に活用されることになる。また、プログラム評価についても、別表１にあるとおり、一部テーマについて実施を開始する。

・　平成 13 年度における取組み状況を踏まえ、平成 14 年度以降は、さらに業績測定結果も取りまとめられることから、国土計画等の評価の試行的実施も含め、より体系的な政策評価の実施に取り組むこととする。

【別表１】

プログラム評価実施予定テーマ

実施年度	テーマ	局等
H13～14	ダム事業　－地域に与える様々な効果と影響の検証－	河川局
	都市圏の交通渋滞対策　－都市再生のための道路整備－	道路局、都市・地域整備局
	都心居住の推進　－良好な居住環境の形成－	住宅局、総合政策局、国土計画局、都市・地域整備局
	空港整備　－国内航空ネットワークの充実－	航空局
	国際ハブ港湾のあり方　－グローバル化時代へ向けて－	港湾局、海事局
	総合保養地域の整備　－リゾート法の今日的考察－	都市・地域整備局、総合政策局、観光部、港湾局
	環境自動車の開発・普及　－自動車税のグリーン化等による取り組み－	総合政策局、官房、自動車交通局
	道路交通の安全施策　－幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等－	道路局、自動車交通局、総合政策局
	貨物自動車運送のあり方　－いわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証－	自動車交通局、政策統括官(物流)
	内航海運のあり方　－新時代に対応した内航海運政策－	海事局
	河川環境改善のための水利調整　－取水による水無川の改善－	河川局
H14～15	都市鉄道整備のあり方　－新たな社会的ニーズへの対応－	鉄道局
	都市における緑地の保全･創出　－都市緑地保全法等による施策展開の検証－	都市・地域整備局
	流域と一体となった総合治水対策　－都市型豪雨等への対応－	河川局、総合政策局、都市・地域整備局、下水道部
	海洋汚染に対する取り組み　－大規模油流出への対応－	総合政策局、港湾局、海事局、気象庁、海上保安庁
	流域の水環境改善　－都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応－	下水道部、河川局
	火山噴火への対応策　－有珠山・三宅島の経験から－	河川局、気象庁
	みなとのﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｱｸｾｽの向上　－地域と市民のみなとの実現に向けて－	港湾局
H15～17	バリアフリー社会の形成　－交通バリアフリー法等の検証－	総合政策局、営繕部、都市・地域整備局、河川局、道路局、住宅局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局、航空局
	土地の有効利用　－土地の流動化への取り組み－	総合政策局、土地・水資源局
	空港・港湾アクセスの推進　－物流効率化・国際競争力強化に向け－	道路局、鉄道局、自動車交通局、港湾局、航空局、政策統括官(物流・国土)
	国内航空における規制緩和　－改正航空法による規制緩和の検証－	航空局
	道路管理の充実　－維持更新時代への対応－	道路局
	総合的な海上交通安全施策　－海難事故の防止対策－	海上保安庁、海事局、港湾局、気象庁、総合政策局
	直轄工事のゼロエミッション対策　－建設リサイクル法の検証－	総合政策局、官房、営繕部、都市・地域整備局、河川局、道路局、港湾局、航空局
	次世代航空保安システムの構築　－航空交通の増大に向けて－	航空局
	台風・豪雨等に関する気象情報の充実－災害による被害軽減に向けて－	気象庁
	ﾌﾟﾚｼﾞｬｰﾎﾞｰﾄの利用改善　－放置艇対策等の総合的な取り組み－	総合政策局、河川局、港湾局、海事局、海上保安庁
	訪日外国人観光客の受け入れの推進　－国際交流の拡大に向けて－	観光部、港湾局

【別表２】

政策評価担当窓口

（政策評価全般について）
　政策統括官（政策評価）

（個別の施策等について）

局等	窓口課等
大臣官房	技術調査課
	公共事業調査室
	営繕計画課
総合政策局	総務課
国土計画局	総務課
土地・水資源局	総務課
都市・地域整備局	企画課
河川局	河川計画課
道路局	道路経済調査室
住宅局	住宅政策課
鉄道局	鉄道企画室
自動車交通局	総務課
海事局	総務課
港湾局	計画課
航空局	航空企画調査室
北海道局	企画課
政策統括官（国際・貨物物流）	
政策統括官（国土・国会等移転）	
気象庁	業務評価室
海上保安庁	政策評価広報室
海難審判庁	総務課

事前評価票　　（別記様式１）

施策等名		担当課	・・局・・課
施策等の概要	○導入しようとする施策等の内容を簡潔、明確に記述する。 ○予算要求の場合は要求額、税制改正要望の場合は減収見込額を明記。		
施策等の目的	○導入しようとする施策等の目的を簡潔、明確に記述する。		
関連する政策目標	○どの政策目標（アウトカム目標）に関連するか		
関連する業績指標	○どの業績指標に関連するか		
指標の目標値等	○上記指標に係る目標値		
施策等の必要性	○国土交通省の使命と基本的な方針に照らして、導入しようとする施策等が必要であることを説明する。その際、下記の項目についてもそれぞれ説明する。		
社会的ニーズ	○導入しようとする施策等が社会・国民のニーズに適っていることを説明		
行政の関与	○行政の関与の必要性、官民の役割分担		
国の関与	○国の関与の必要性、国と地方の役割分担		
施策等の効率性	○施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について説明する。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。		
施策等の有効性	○目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。目標達成にどのように貢献するかを可能な限り明らかにする。（可能なものについては、関連する業績指標の目標値をどの程度向上させるかの予測も明らかにするよう努める。）		
その他特記すべき事項	○審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 ○目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの　等		

業績測定様式　　（別記様式２）

１　アウトカム目標

２　指標

３　目標値等

○目標年度 ○目標値 (参考)現状値　　・・・・(×年×月現在)

４　目標達成状況（平成14年度以降）

	（過去の実績値推移）				（目標年度）	
	××年度	××年度	××年度	××年度	××年度 （目標値）	××年度 （実績値）
指標１						
指標２						
指標３						

５　目標の達成状況に関するコメント（平成14年度以降）

担当課　　・・・局・・・課
　　・・・局・・・課

(参考１）関連する施策等

(参考２）考えられる外部要因

(参考３）その他特記事項

評価結果反映状況報告書様式　　（別記様式３）

事前評価

１　評価結果

２　措置状況

①措置(検討)内容
②時期／今後の予定

(参考）その他特記事項

業績測定

１　評価結果

２　措置状況

①措置(検討)内容
②時期／今後の予定

(参考）その他特記事項

ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ評価

1　評価結果

2　措置状況

①措置(検討)内容 ②時期／今後の予定

(参考）その他特記事項

担当局：　・・局